

「2015 年 4 月 2 日、愛媛県職員が今治市内における獣医学部新設に関連して首相官邸を訪問した際の旅行命令簿及び精算請求書」部分公開決定

## 第 1 審査会の結論

平成 30 年 5 月 7 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定は、取り消すべきである。

## 第 2 審査請求に至る経緯

### 1 公文書公開請求

審査請求人は、平成 30 年 4 月 19 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「2015 年 4 月 2 日、愛媛県職員が今治市内における獣医学部新設に関連して首相官邸を訪問した際の旅行命令簿及び精算請求書」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

### 2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、平成 30 年 5 月 7 日付けで部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

非公開とした部分は、用務に記載している面談先等で、理由は、条例第 7 条第 2 項第 5 号に該当、県や国、他の地方公共団体等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、及び条例第 7 条第 2 項第 6 号に該当、県や国、他の地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためである。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分は取り消されるべきであるとして、平成 30 年 7 月 2 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する部分公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 公文書部分公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が本件処分の取消しを求める公文書は、「2015 年 4 月 2 日、愛媛県職員が今治市内における獣医学部新設に関連して首相官邸を訪問した際の旅行命令簿及び精算

請求書」である。

## 2 非公開とした部分

本件公文書のうち、非公開とした部分は、用務に記載している面談先等である。

## 3 本件公文書を部分公開とした理由

### (1) 条例第7条第2項第5号に該当すること

本件公文書のうち、用務に記載している面談先については、本件処分を行った当時、国や今治市においても公表しておらず、公表することにより外部からの圧力や干渉等の対象となり、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、条例第7条第2項第5号に該当すると判断し、非公開とした。

### (2) 条例第7条第2項第6号に該当すること

本件公文書のうち、用務に記載している面談先については、公開することにより、県と国との信頼関係が損なわれ、県が実施する事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第2項第6号に該当すると判断し、非公開とした。

## 4 公開決定日（平成30年5月7日）以降の状況

平成30年5月10日に参議院予算委員会から、与野党合意の上、官邸訪問に至るまでの経緯を含む県職員が作成していた文書、メモ等の提出依頼があった。このため、担当課に限らず県庁をあげて、かつ、個人ファイルを含めて検索し、見つかった全ての書類を同月21日に提出した。その後、当該書類がインターネット上の報道機関のサイト等に掲載されたことにより、面談先が公知の事実となったため、以降、同様の公文書公開請求に対しては、全部公開している。

なお、同年7月9日に、審査請求人が代表を務める団体から「2015年4月2日、愛媛県職員が加計学園に関連して首相官邸を訪問した際の復命書、出張報告書等、その出張の内容、成果について県に報告した文書、旅行命令簿、精算請求書、及びこの出張の際に職員が入手した名刺、説明資料等一切の文書」の公文書公開請求があり、同委員会に提出した文書一式について、同年7月23日付けで部分公開決定を行ったが、当該決定に係る公文書には本件公文書が含まれており、全部公開している。

## 第4 審査請求の内容

### 1 審査請求の趣旨（理由）

本件処分において、非公開となっている情報は、用務に記載されている面談先等についての部分である。

しかしながら、当該出張において、愛媛県職員が面談したのは、柳瀬元首相秘書官であることは、既に公知の事実であり、知事自身も、2018年5月11日の会見等において、数度にわたり、これを明確に認めている。

そうであるとすれば、もはや条例第7条第2項第5号あるいは第6号に該当していないことは明らかで、この部分について非公開とするのは、条例の解釈を誤った判断であり、違法である。

以上の理由から、本件処分を取り消し、全部公開することを求める。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている公文書は、上記第3の1のとおりである。

また、本件処分において、実施機関が非公開とした部分及び理由は、上記第3の2及び3のとおりである。

これに対し、審査請求人は、上記第4の1のとおりであるとして、本件処分の取消しを求めているところであり、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

### 2 本件処分に係る具体的な判断

#### (1) 条例第7条第2項第5号の該当性について

実施機関は、用務に記載している面談先については、本件処分を行った当時、国や今治市においても公表しておらず、公表することにより外部からの圧力や干渉等の対象となり、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると主張する。

本件公文書において非公開とした面談先は、第3の4で実施機関が述べているように、本件処分の後に公知の事実となっているが、当該面談の相手方は、国家戦略特区を担当していた職員であったため、加計学園の今治市への獣医学部設置認可の経緯に関し、国会の閉会中審査に参考人として出席していた平成29年夏からこの時点まで、マスメディアから大いに注目を集める状況であった。

このため、国から県や今治市に対しての照会や連絡が頻繁に行われていたほか、マスメディアから実施機関へはもとより、同職員宅へも執拗に取材が及ぶなど報道合戦が過熱し、さらには県だけでなく、国や今治市へも全国から電話やメールによる意見表明が殺到するという状況が続いていたということは十分理解できるものの、面談先を公開することでさらなる圧力や干渉等の対象となり、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとまでは言い難い。

また、条例においては、公文書は全部公開が原則であるとともに、本件公文書に記載されているのは面談の内容ではなく相手方の所属と職名だけであり、国の地方創生担当者が県の担当職員と面談するのは異例なことではないことから、出張の面談先は公開すべき項目と認められる。

#### (2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

実施機関は、用務に記載している面談先については、公開することにより、県と国との信頼関係が損なわれ、県が実施する事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張するが、「信頼」という言葉自体が曖昧で不確定であるうえ、支障を及ぼす「おそれ」についても、蓋然性があるとは認められない。

実施機関では、獣医学部の設置認可を控え、国会の閉会中審査における答弁内容について野党の追及が厳しさを増し、連日マスメディアで取り上げられて動向が注目を集めていた平成29年8月当時に所属と職名を初めて非公開とし、本件公開請求日時点においても報道等で取り上げられる状況が続いていたため、これまでの方針どおり面

談先を平成30年5月に非公開としたとのことであるが、特に平成29年11月の学部の設置認可後においては、支障を及ぼす「おそれ」は明確とは言えず、当時、国民の重大な関心事であるがゆえ、「信頼関係」より「知る権利」が優先されるべきであることから、面談先は公開すべきである。

### 3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断するものである。

## 第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

### 審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 8月31日	諮問、実施機関から弁明書を受理
平成30年 9月 7日	審査請求人に弁明書を送付、反論書の提出を依頼
平成30年12月18日	審査会（第1回審議）
平成31年 2月12日	審査会（第2回審議）
令和 元年 5月16日	審査会（第3回審議）
令和 元年 7月29日	審査会（第4回審議）
令和 元年10月28日	審査会（第5回審議）
令和 2年 1月14日	審査会（第6回審議）

### 答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	